

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定について

1 対象業種

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種を営む市内中小企業者（中小企業庁HPの「セーフティネット保証5号の指定業種」をご確認ください）

2 認定要件 ※次の①～③のいずれかに該当すること

- ① 営んでいる事業が全て（単一事業含む）指定業種であり、最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して**5%以上減少**している。
- ② 主たる事業が指定業種であり、当該主たる業種及び全体の最近3か月の売上高等が前年同期の売上高に比較して**5%以上減少**している。
- ③ 主たる業種、従たる業種問わず、1以上の指定業種に属する事業を営んでおり、指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少しており、その減少額が前年同期の全体の売上高等の**5%以上**あり、かつ、最近3か月の全体の売上高等が前年同期比で**5%以上減少**している。

※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合については、事務担当までご相談ください。

※主たる業種とは、原則として最近1年間の売上高が最も多い業種のことです。

3 提出書類

- ① 認定申請書（様式第5（イ）—①） 1部
- ② 売上高比較表 1部
※売上減少率について、少数点第2位以下を切り捨てとする。
（例）26.258% → 26.2%
- ③ 最近3か月とその前年同期の売上高が確認できる財務書類等のコピー 1部
（決算書、試算表、損益計算書、領収書、通帳など）
※客観性に乏しい資料は不可です。
- ④ 業種が確認できる書類のコピー 1部
（登記簿謄本・定款など）
※コピーの**全ページ**に必ず、「原本と相違ない」や「上記内容に相違ない」等の旨を記入のうえ、署名および押印（代表者印）をしてください。

4 認定書の発行

申請書を受付してから、内容に不備等がなければ速やかに認定書を発行します。

事務担当

伊勢原市 経済環境部 商工観光課
〒259-1188 伊勢原市田中348番地
電話：0463-94-4732
FAX：0463-95-7613